

事務連絡  
平成29年7月13日

訪問介護事業所 管理者 様  
通所介護事業所 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎  
(保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課)

平成29年福岡県・大分県等の大雨被害に伴い福岡市へ避難した要支援者等が  
介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合の手続きについて

要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）が、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合は、本来、当該要支援者等の保険者である市町村の指定を受けた事業所を利用するところですが、今般の平成29年福岡県・大分県等の大雨に伴う災害による被災範囲が広範囲に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、避難を要する要支援者等が、やむを得ず福岡市に所在する介護予防・生活支援サービスの事業所（指定介護予防型訪問サービス事業所、指定介護予防型通所サービス事業所に限る）を利用する場合は、当該事業所と保険者間での手続きについては、事後的に行う等柔軟な取り扱いができるよう、福岡市が調整を行います。

つきましては、事業所内で周知いただくとともに、対応が必要な事案が発生しましたら、下記担当までご連絡をよろしくお願いいたします。

担当：保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課  
在宅指導係

電話：711-4257 FAX：726-3328